

柳川市監査委員告示第19号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和5年12月28日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 浦川 和久

令和5年度(11月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

市民部(税務課、市民課、生活環境課)

大和庁舎(市民サービス課)、三橋庁舎(市民サービス課)

3 監査の実施期間

令和5年11月1日から令和5年11月30日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

令和5年4月1日から令和5年9月30日まで(令和5年度分)

令和4年10月1日から令和5年5月31日まで(令和4年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

中 村 秀 樹（識見監査委員）

浦 川 和 久（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《市民部》

(税務課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 調定決議書の起票日が遅れているものがある。調定決議書は、財務規則第 25 条第 1 項の規定により、適正な時期に起票されたい。

- ・令和 5 年度国有資産等所在地交付金（福岡地方裁判所）
- ・柳川庁舎キオスク端末資産所得証明（5 月分）

(支出事務)

ア 令和 4 年 10 月 1 日起票の「月間『税』」2022 年 10 月号～2023 年 3 月号の支出負担行為書が、会計管理者の確認を受けないまま保管されている。

(契約事務)

ア 確定申告支援システム利用及び保守業務委託契約について、契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約書が作成されていない。

イ OA ラベル等事務用品購入について、伺兼依頼書に記載の予定金額が別紙及び契約締結伺書と相違している。

(その他)

ア 令和 4 年度軽自動車ワンストップサービス及び JNK S 連携対応業務委託の業務完了認定通知書に基づく引渡書について、收受処理（供覧）が行われていない。

【注意事項】

ア 「月間『税』」2022 年 10 月号～2023 年 3 月号の支出負担行為書に、決裁日の記入がない伺兼依頼書が添付されている。

イ 家屋評価システム使用に係る契約締結起案文書に、使用公印名の記載がない。

ウ 市税関係専用紙（納付書等）及び市税関係専用紙（通知書等）について下記のものがある。

- ・130 万円以下の印刷製本請負契約について、伺兼依頼書及び契約締結伺書により事務処理しているが、見積提出依頼について重複して起案文書も作成している。
- ・契約締結に当たり徴取された見積書に、日付の記入がないものがある。

エ 原動機付自転車標識購入について、伺兼依頼書の決裁前に見積書を徴取している。

オ 公用車運転日誌について、下記のものがある。

- ・訂正後の走行距離の記入がない。
- ・鉛筆や消せるペンを使用している。
- ・使用の記入がない行に、課長印が押印されている。

(市民課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 調定決議書の起票日が遅れているものがある。調定決議書は、財務規則第 25 条第 1 項の規定により、適正な時期に起票されたい。

- ・郵送請求（令和 5 年 4 月分）
- ・キオスク手数料（令和 5 年 4 月分）

イ 令和 5 年 6 月 1 日起票の窓口交付手数料過多分の調定決議書が、会計管理者に通知されないまま保管されている。

(支出事務)

ア 令和 5 年 7 月 10 日起票の予算流用申請書（柳川庁舎管理費（1 節：報酬から 8 節：旅費へ））について、人件費から人件費以外の経費へ流用しているが、財務規則第 17 条第 4 項の規定による事前の市長決裁を受けていない。

(契約事務)

ア 下記契約について、予算不足により流用しているが、予算流用申請書を起案する前に契約締結している。

- ・マイナンバー特設会場複合機契約（4 月～9 月）
- ・マイナ・アシスト賃貸借契約（再リース 1 回目）
- ・マイナ・アシスト保守契約

イ 下記契約について、見積状況調書を作成していない。また、契約の締結に当たり徴取した見積書に日付の記入がない。

- ・一体型・本人確認書類裏書印字システム保守・点検業務委託
- ・フルカラー複合機のパフォーマンスに関する業務委託
- ・電動式回転保管庫（ファイルストッカー）の保守・点検業務委託

ウ POS レジネットワーク回線配線工事業務委託契約について、予定価格の設定、見積書の徴取、見積状況調書の作成がされないまま、契約締結に係る起案文書が起案され、決裁されている。

エ 証明書自動交付機（キオスク端末）導入契約について、予定価格調書を入れた封筒は厳封された形跡がなく、予定価格設定者による予定価格の設定もされないまま、契約締結に係る起案文書が起案され、決裁されている。

- オ 200万円を超えるQUOカード購入について下記のものがある。
- ・財務規則第4条に規定する総務課長及び財政課長を経た総務部長合議が行われていない。
 - ・予定価格が3万円を超えるが、事前に伺兼依頼書により決裁を受けることなく、契約締結伺書が起案され決裁されている。
- カ マイナポイント設定支援等業務委託契約（4～6月）及び同委託契約（7～9月）について、施行令第167条の2第1項第1号を随意契約の根拠規定としているが、予定価格が同号に定める金額を超えている。
- キ マイナポイント設定支援等業務委託契約（4～6月）及び同委託契約（7～9月）について、契約金額は1,000万円以上であるが、契約締結に当たり財務規則第4条に規定する財政課長を経た総務部長合議が行われていない。
- ク マイナポイント申請支援等業務委託契約（令和4年度分）に係る予定価格の設定が行われていない。
- ケ マイナポイント設定支援等業務委託契約（7～9月）について、見積状況調書が作成されていない。
- コ 下記契約について、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。
- ・マイナンバーカードトータルサポート業務委託（令和4年度分）
 - ・マイナポイント申請支援等業務委託（令和4年度分）
 - ・マイナポイント設定支援等業務委託（4～6月）
 - ・マイナポイント設定支援等業務委託（7～9月）
- （その他）
- ア 戸籍システム改修業務について、再委託（2件）を承認しているが承認通知書中「3契約年月日」が空欄のまま受注者へ通知している。
- イ マイナポイント設定支援等業務委託（4～6月）について、業務完了検査調書と業務完了認定通知書の金額が契約金額と相違している。

【注意事項】

- ア フロンテミニ購入について、伺兼依頼書の消費税は内税と記載されているが、予定金額の小計と消費税を含めた計の金額が相違している。
- イ 戸籍システムバージョンアップ事業リースについて、落札者決定通知書に冠記され

た文書の記号を誤記している。

ウ 無料法律相談業務委託契約について、見積状況調書の見積書比較価格を誤記している。

エ 下記契約の業務完了検査調書について、検査日を誤記している。

- ・証明書自動交付機（キオスク端末）導入契約
- ・マイナンバーカードトータルサポート業務委託契約（令和4年度分）

オ 令和4年度のマイナンバーカードトータルサポート業務委託契約及びマイナポイント申請支援等業務委託契約について、契約締結の起案文書において「契約の方法：随意契約」としているが、適用号数の記載がない。

カ マイナンバーカードトータルサポート業務委託契約（令和4年度分）の引渡書について、業務委託料が誤記されたものを受領している。

キ マイナポイント設定支援等業務委託契約（7～9月）について、受注者へ渡すべき契約書を、渡さずに保管している。

ク 下記書籍等購入について、伺兼依頼書に決裁日の記入がない。

- ・令和5年4月1日起票 戸籍時報（837～850号）等
- ・令和5年4月3日起票 戸籍（令和5年4月～令和6年3月号）等

【要望・意見】

指摘事項及び注意事項に挙げたとおり、事務の誤りや遺漏が多く見受けられる。担当者の事務処理が適正に行われていないだけでなく、組織としてのチェック体制が機能していないと思われる。まずは、職員一人一人がプロ意識を持ち、適切な事務処理に努めるとともに、柳川市随意契約ガイドライン等を十分参考にしながら適正な業務運営に取り組まれるよう要望する。

(生活環境課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けないまま保管されている。

(契約事務)

ア 大和最終処分場伐採剪定業務委託契約書において、契約事務規則第 29 条第 3 号により契約保証金を免除しているが、根拠としている規定に合致していない。

イ 複合機カウンターサービス契約書に収入印紙の貼付がない。

ウ 畜犬管理システム利用契約に係る見積依頼起案文書を作成しておらず、予定価格の設定も行っていない。

(その他)

ア ごみ収集袋販売業務を委託しているため、公金取り扱いを私人に委託していることとなるが、施行令第 158 条第 2 項に規定の告示がなされていない。

【注意事項】

ア 複合機カウンターサービス契約について、受注者へ渡すべき契約書を、渡さずに保管している。

イ 茶色のびんの運搬処分及び再資源化業務契約に係る見積状況調書の見積徴取日を誤記している。

ウ 資源物(紙類)の売買契約について、市作成の見積書様式に見積依頼品目以外の品目を誤って記載している。

エ 下記補助金の交付申請書と請求書の印鑑が相違しているものがある。

- ・柳川市生ごみ処理機器設置補助金
- ・住宅用太陽光発電システム設置事業補助金

オ 合併処理浄化槽補助金交付事務について、完了確認調書の日付を誤記しているものがある。

≪大和庁舎≫

(市民サービス課)

【指摘事項】

(契約事務)

ア モノクロ複合機及びデジタルモノクロ広幅複合機のパフォーマンス契約書に収入印紙の貼付がない。

【注意事項】

ア 行政財産使用許可について、下記のものがある。

- ・柳川市シルバー人材センターに対し不要な申請書の受理及び許可証の交付を行っている。
- ・不服申立てに係る審査請求期間等が誤っている。

《三橋庁舎》

(市民サービス課)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 三橋庁舎 2 階設置の印刷機賃貸借契約について、予定価格の設定が行われていない。

【注意事項】

ア 下記の契約について、見積状況調書の見積徴取年月日が誤っている。

- ・三橋庁舎 2 階設置のデジタルモノクロ広幅複合機賃貸借契約
- ・三橋庁舎 2 階設置のカラー複合機賃貸借契約

イ 土地建物賃貸借契約書について、誤った条項の引用により駐車場の賃貸借料を無償としている。

ウ 行政財産使用許可について、不服申立てに係る審査請求期間等が誤っている。

【全般的共通注意事項】

- ア 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定が誤っているものや明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられる。事務処理に当たっては、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市随意契約ガイドラインを参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

- イ 合議の漏れに加え、公文書への記入漏れや記入誤りなどの安易なミスが散見される。職員間で問題や課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、適正な事務処理に取り組まれたい。